

学 位 論 文 題 名

実践と相互人格性—ドイツ観念論における承認論の展開

学位論文内容の要旨

〔形式〕本論文は、「序論」、「第一部 自律と共同—カントにおける承認論の方向づけ」、「第二部 自律と承認—フィヒテにおける承認論の定礎」、「第三部 承認と共同—ヘーゲルにおける承認論の展開」、「結語」、「引用について」、「注」、「索引」により構成され、A5版、縦書き、全363ページである。一ページは900字であり、400字詰原稿用紙に換算して約770枚に相当する。

〔内容〕本論文の意図は、ドイツ観念論を相互人格性ないし相互主観性という視点から把握すること、特にカント—フィヒテ—ヘーゲルの実践哲学を相互承認論の展開として解釈することにある。著者は先に、『承認と自由—ヘーゲル実践哲学の再構成』（未来社、1994年）において、ヘーゲルの相互承認論の形成と構造について考察したが、本論文では、さらにカントとフィヒテの思索の中に相互承認論の系譜を読みとることによって、ドイツ観念論には相互人格性（相互主観性）の問題が欠落しているという従来の一般的解釈の是正を試みようとしている。

序論では、ドイツ観念論を本質的に「方法的な独我論」ないし「独話論」として見るハーバーマスやアーペルといった現代の有力な哲学者たちの理解に対して、ヘーゲルおよびフィヒテにおける相互承認論の重要性を指摘する最近の研究成果を踏まえて、カントの倫理思想もまた相互人格性という観点から体系的に理解することができるであろう、という著者の見通しが提示される。

第一部ではカントの実践哲学が取り扱われる。カント倫理学の基本をなすのが「自律」の思想であるということは、一般に認められている。自律とは理性の自己立法であり、これが道徳法則の表現するところであるというカントの思想は、それゆえにまさに道徳の領域において他者とのコミュニケーションを排除し、独我論的な傾向を強く持つと理解されてきた。しかし著者は、カントの倫理思想の形成過程を辿り直すことによって、自律思想のうちに意志の自発性と相互人格性の結合を見て取り、カントにおいて道徳法則は、他者との共同存在を可能にする根本条件であると主張することになる。その際の有力な手掛かりは、「他人の立場に立つ」（立場の交換）という視点であるが、著者はこの視点がアダム・スミスの影響のもとにカント倫理学に導入されたと理解し、実践哲学の主要な著作の中にこの視点の存在を確認しようとする。論証の詳細は省略せざるをえないが、一例として、カントは『道徳形而上学』において、定言命法の要求である人格の内なる人間性の尊重を「他人における尊厳の承認」と言い換えているが、こうした思想はまさに、カントにおいても人格の「相互承認」が道徳性の基礎に存していることを示している、と著者は解釈するのである。

第二部ではフィヒテの実践哲学が検討される。初期のフィヒテは、カントが重視した意志の自発性を徹底させ、それを自我の絶対的活動性として捉えていたが、この過程で「自我」の「他の自我」に対する関係をあらためて問題とせざるをえないと考えられるようになった。そこでフィヒテは、『全知識学の基礎』において自我の原理を深化させるのと平行して、他の論考においては他我問題と正面から取り組むことになった。すなわち、フィヒテは、カントの自律思想における意志の自発性と相互人格性のそれぞれの側面について考察を深化させ、再びその両面を統一しようとした、と著者は理解する。

例えば、『自然法の基礎』において、フィヒテは、自我の非我に対する二重の関係から出発して、自我と非我との一致は他我において可能であることを導き出す。自我の活動は自発的ではあるが、その実現のためには、他我からの「促し」という契機によって規定される必要がある。さらに、他我は自我の自由な活動に余地を与えるのであり、そのために自ら自由な活動を制限しなければならない。しかし、他我が自我をこのような仕方に取り扱うのは、自我もまた他我を同様に扱う場合である。このような相互関係が「相互承認」と呼ばれ、法関係の基礎に置かれることになる。また『道徳論の体系』においては、良心に基づき、義務の確信に従って行為することが自律的であるとされるが、しかしそれにとどまらず、フィヒテは、こうした確信を相互に伝達する共同体を構想する。このような共同体はカントの「目的の国」を捉え直したものであると言えるであろう。また、この『道徳論の体系』で注目されるのは、共同体全体に対する義務が最高の義務と語られていることであり、これ以降、フィヒテにおいて全体優位の立場はいっそう顕著になる。このようにして著者は、フィヒテの実践哲学において、確かに初期から後期へと進むにつれてその重点が自我の問題から全体論へと移行するにもかかわらず、否むしろこうした移行それ自体が、自らの思索を相互承認論へ定礎することによって生じてきたものである、と解釈するのである。

第三部ではヘーゲルの相互人格論が考察の対象となる。確かにヘーゲルは、カントやフィヒテの倫理学の個人主義的性格に満足せず、倫理を現実の共同体のなかに見出すことを提唱するが、しかしそれは両者の提起した問題の放棄を意味するのではない。むしろヘーゲルは、個人の自発性と共同性とを結合するものとして相互承認を位置づけようとするのである。一般にヘーゲルにあっては全体優位の思想が支配的であると理解されているが、そのなかで相互承認論は、全体を個人の側から捉え返すという意義をもっている、と著者は見る。

例えば、『精神現象学』の「自己意識」の章では、フィヒテの『自然法の基礎』に類似した論法で、自己意識（自我）の実現が他の自己意識（他我）との関係において可能となることが示される。すなわち、自己意識の対象に対する肯定的および否定的な二重の関係から、自己意識の他の自己意識に対する関係が導出される。だがヘーゲルは、こうした相互承認の具体的内容は現実の共同体（家族、市民社会、国家からなる「人倫」）において与えられるとみなすのであり、後期の『法哲学』が「法—道徳—人倫」の構成をとるのはこのゆえにである。ヘーゲルによれば、承認は、法的権利の保障や人格の尊厳の尊重につきるのでなく、相互に生活を支えあいながら、相手を自立的なものとして処遇することにある。これが人倫における承認であり、現実的自由はこれによってもたらされる。著者はここに、社会システム、とりわけ国家と個人との自由な関係の可能性が示唆されていると理解する。

もちろん、ヘーゲルの倫理思想はきわめて多彩な内容を含んでおり、一面的な理解を許さないところがある。例えば、ヘーゲルの歴史観によれば、世界精神の自己展開としての世界史はドイツ民族において完結し、そこからは狭隘な自民族中心主義が現われるという批判がある。しかし著者によれば、一定の制約はありながらも、ヘーゲルのうちには平和のための不可欠の条件として諸民族の相互承認を評価する思想も見いだされうるのである。

このようにして著者は、カントからヘーゲルに至るドイツ観念論の潮流のなかに相互承認論の起源と発展を後づけ、ドイツ観念論に対する近年の討議倫理学や自由主義からの批判に対して十分応えることができると論じている。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 坂 井 昭 宏

副 査 教 授 新 田 孝 彦

副 査 教 授 植 木 迪 子

副 査 教 授 山 田 貞 三

学 位 論 文 題 名

実践と相互人格性ードイツ観念論における承認論の展開

本審査委員会は、上記申請論文を審査するにあたり、ドイツ観念論を相互承認論の展開として読み解くという本論文の意図がどれだけ説得的に論証されているか、またこれがドイツ観念論研究にどのような貢献をなしうるか、という点に焦点を当てて検討することにした。すなわち、本論文は、ドイツ観念論を相互人格性ないし相互主観性という視点から統一的に把握すること、特にカント、フィヒテ、ヘーゲルの実践哲学を相互承認論の展開として解釈することを目指しているが、しかし現代の有力な哲学者たちのなかには、ドイツ観念論を本質的に「方法論的な独我論」であるとする見方が根強く存在しており、こうした批判に対して、著者の解釈はいかなる論拠をもって正当化されうるかということに関して、前後四回の委員会および口述諮問を通じて検討した。

まず、第一部「自律と共同 — カントにおける承認論の方向づけ」であるが、著者自身論文中で指摘しているように、カント倫理学を相互人格性という観点から解釈することに関しては、いまだ国際的にも評価が定まっていはいない。むしろ、カントの自律思想は理性一元論であり、相異なった存在者間の相互承認が道德性の原理の基盤にあるという発想はカントのうちにはない、というのがこれまでの一般的な理解である。これに対して著者は、カントの実践哲学に関する諸著作を丹念に検討し、関連する国内外の多くの研究書を参照することによって、カント倫理学のうちに、相互人格性という契機が深く根づいていること、この契機を欠くならば「目的の国」や「自他に対する義務」という重要な概念が理解不可能になることを論証している。本審査委員会では当初、こうしたカント解釈の成否については否定的な見解をもってしたが、口述諮問、およびその後の検討によって、この解釈が相応の根拠を有しており、新たなカント解釈の可能性を示す先駆的業績であることを確認した。

第二部「自律と承認 — フィヒテにおける承認論の定礎」に関していえば、本論文は、フィヒテを、他者の存在を説明し根拠づけるという課題に正面から取り組んだ最初の哲学者として位置づけ、今世紀の哲学を特徴づけるキーワードの一つであ

る「我—汝関係」の原型を、これまで指摘されてきたフォイエルバッハを超えて、フィヒテのうちに見出したこと、そしてまた、フィヒテ倫理学が、それを独我論的と批判する現代の討議倫理学そのものの原型をなすような豊かな内容をもっていることを指摘したことなどが、高く評価されうる。わが国では、カントやヘーゲルに比べてフィヒテ研究はそれほど進展しておらず、翻訳による全集も刊行途中であるが、この第二部は、フィヒテ倫理学の全体に関する数少ないまとまった論述としても、今後のわが国のフィヒテ研究に大きく寄与することが期待できる。

さらに第三部「承認と共同 — ヘーゲルにおける承認論の展開」であるが、著者は先に刊行した『承認と自由 — ヘーゲル実践哲学の再構成』（未来社、1994年）において、わが国におけるヘーゲル承認論研究の第一人者としての地位を確立している。本論文では、カントおよびフィヒテ思想との対比という作業を行なうことによって、相互人格性という視点のもとですらドイツ観念論の発展過程が決して直線的なものではなく、矛盾に満ちたダイナミックなものであることが自覚され、ドイツ観念論およびヘーゲル研究にいっそうの深みをもたらしたと評価することができる。ただし、カントからヘーゲルに至るまでの承認概念の多義性や、それぞれの相違について論究されることが少ないのは惜しまれるところである。

こうした考察を通じて、著者は、承認論という一貫した視点でのドイツ観念論解釈の可能性を示し、討議倫理学や生命倫理といった現代倫理学の主要な潮流に対してもドイツ観念論が新たな意義をもちうることを示唆している。この点で、本論文は、ドイツ観念論研究に重要な一石を投じたものであり、本審査委員会は、本論文の著者高田純氏には博士（文学）の学位を受けるにふさわしい資格があるとの結論に達した。